

第1号様式（第9条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付申請書

交付申請書を提出する日を記載

(あて先)
広島市長

【法人の場合】
本社情報を記載してください
【個人事業主の場合】
氏名又は名称：代表者の個人名
代表者役職：空欄
代表者氏名：氏名又は名称と同じ

(申請者) 〒 730-8586
住所又は所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
氏名又は名称 株式会社省エネ商事
代表者役職 代表取締役
代表者氏名 省エネ 一郎

代表者又は申請企業に所属する従業員に限ります
※施工業者の連絡先は不可

※連絡先 担当者氏名 省エネ 推進
電話番号 082-000-0000
メールアドレス xxxx@xxx.ne.jp

広島市省エネ機器導入支援事業補助金の交付を受けたいので、広島市省エネ機器導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

収支予算書（第5号様式）で算定した補助金額を記載してください
増額変更はできませんので、見積書を精査の上、記入してください

1 補助金交付申請額 8,625,000円（千円未満切り捨て）

3 企業の概要

次ページの一覧から選択してください

履歴事項全部証明書に記載の資本金額を記載

主たる業種*	資本金又は出資金	千円	従業員数	人
--------	----------	----	------	---

※ 主たる業種とは、会社全体の中で売上高・付加価値額などの経営指標の割合が最も多くの割合を占めるものを言います。この欄には、日本標準産業分類の中分類を記載してください。

資本金が0円の場合は「0」を記載

(組合の場合)

組合の構成員数	社	うち市内中小企業者数	社
---------	---	------------	---

(特定非営利活動法人の場合)

主たる特定非営利活動*	従業員数	人
-------------	------	---

※ 主たる特定非営利活動とは、特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動のうち、特定非営利活動法人設立認証申請書に主たる目的として記載した活動を言います。

次ページの一覧から選択してください

4 添付書類

- 法人の履歴事項全部証明書又は組合の定款 ※法人又は組合の場合
- 直近の確定申告書、又は提出できないやむを得ない事情がある場合は事業の実施に係る認可許可証若しくは個人事業の開業届出書 ※個人又は特定非営利活動法人の場合
- 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- 非補助対象者ではない旨の誓約書（第3号様式）
- 本市内に存する事業所の所在地が確認できる書類
- 納税証明書（市税の滞納がないことを証明する書類）
- 事業計画書及び機器の詳細計画書（第4号様式）
- 収支予算書（第5号様式）
- 工事見積書の写し（2社以上）
- 位置図、平面図及び整備の内容が分かる図面
- 工事着工前の該当箇所の写真
- 導入機器の規格や型式及び製造番号等が分かるカタログ等の資料
- その他市長が必要と認める書類

第 1 号様式（第 9 条関係）

主たる業種一覧					
大分類	中分類	大分類	中分類		
A. 農業、林業	01-農業	I. 卸売業、小売業	50-各種商品卸売業		
	02-林業		51-繊維・衣服等卸売業		
B. 漁業	03-漁業（水産養殖業を除く）		52-飲食料品卸売業		
	04-水産養殖業		53-建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	05-鉱業、採石業、砂利採取業		54-機械器具卸売業		
D. 建設業	06-総合工事業		55-その他の卸売業		
	07-職別工事業（設備工事業を除く）		56-各種商品小売業		
	08-設備工事業		57-織物・衣服・身の回り品小売業		
	09-食料品製造業		58-飲食料品小売業		
	10-飲料・たばこ・飼料製造業		59-機械器具小売業		
	11-繊維工業		60-その他の小売業		
	12-木材・木製品製造業（家具を除く）		61-無店舗小売業		
	13-家具・装飾品製造業		62-銀行業		
	14-パルプ・紙・紙加工品製造業		63-協同組織金融業		
	15-印刷・同関連業		64-貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
	16-化学工業		65-金融商品取引業、商品先物取引業		
	17-石油製品・石炭製品製造業		66-補助的金融業等		
	18-プラスチック製品製造業		67-保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		
	19-ゴム製品製造業		68-不動産取引業		
	20-なめし革・同製品・毛皮製造業		69-不動産賃貸業・管理業		
	21-窯業・土石製品製造業		70-物品賃貸業		
	E. 製造業		22-鉄鋼業	K. 不動産業、物品賃貸業	71-学術・開発研究機関
			23-非鉄金属製造業		72-専門サービス業（他に分類されないもの）
24-金属製品製造業			73-広告業		
25-はん用機械器具製造業			74-技術サービス業（他に分類されないもの）		
26-生産用機械器具製造業			M. 宿泊業、飲食サービス業	75-宿泊業	
27-業務用機械器具製造業				76-飲食店	
28-電子部品・デバイス・電子回路製造業			N. 生活関連サービス業、娯楽業	77-持ち帰り・配達飲食サービス業	
29-電気機械器具製造業				78-洗濯・理容・美容・浴場業	
30-情報通信機械器具製造業				79-その他の生活関連サービス業	
31-輸送用機械器具製造業				80-娯楽業	
32-その他の製造業			O. 教育、学校支援業	81-学校教育	
33-電気業				82-その他の教育、学習支援業	
F. 電気・ガス・熱供給・水道業			34-ガス業	P. 医療、福祉	83-医療業
			35-熱供給業		84-保健衛生
	36-水道業		85-社会保険・社会福祉・介護事業		
	37-通信業		86-郵便局		
G. 情報通信業	38-放送業		Q. 複合サービス事業		87-協同組合（他に分類されないもの）
	39-情報サービス業			88-廃棄物処理業	
	40-インターネット附随サービス業		R. サービス業（他に分類されないもの）	89-自動車整備業	
	41-映像・音声・文字情報制作業			90-機械等修理業	
	42-鉄道業			91-職業紹介・労働者派遣業	
	43-道路旅客運送業			92-その他の事業サービス業	
44-道路貨物運送業	93-政治・経済・文化団体				
45-水運業	94-宗教				
46-航空運送業	95-その他のサービス業				
H. 運輸業、郵便業	47-倉庫業			S. 公務（他に分類されるものを除く）	96-外国公務
	48-運輸に附帯するサービス業				97-国家公務
	49-郵便業（信書便事業を含む）			98-地方公務	
		T. 分類不能の産業	99-分類不能の産業		

主たる業種（特定非営利活動法人の場合）

01-保健、医療又は福祉の増進を図る活動
02-社会教育の推進を図る活動
03-まちづくりの推進を図る活動
04-観光の振興を図る活動
05-農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
06-学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
07-環境の保全を図る活動
08-災害救援活動
09-地域安全活動
10-人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11-国際協力の活動
12-男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13-子どもの健全育成を図る活動
14-情報化社会の発展を図る活動
15-科学技術の振興を図る活動
16-経済活動の活性化を図る活動
17-職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18-消費者の保護を図る活動

企業の場合はこちらから該当するものを選択してください

特定非営利活動法人の場合はこちらから該当するものを選択してください